

厚生連

S u n ・ サン訪問看護ステーション
重要事項説明書

〒501-2105

岐阜県山県市高富 1187 - 3

岐阜・西濃医療センター岐北厚生病院内

TEL 0581-22-0033

FAX 0581-22-4813

***時間外 0581-22-1811 (岐北厚生病院代表電話)**

訪問看護ステーションとは

病気やけがなどにより家庭で療養される方で、かかりつけの医師が訪問看護の必要性を認めた場合に、看護師等が訪問して看護サービスを提供する事業所です。

訪問看護ステーションの目的

訪問看護を利用される方が主体性を持って健康の自己管理を行い、必要なサービスを自ら活用し、生活の質を高める事ができるよう支援することが目的です。

利用者の方が健康の自己管理をできない状況では、訪問看護師等が健康を妨げる原因を日常生活の中から見つけ、健康の保持・増進・回復が図れるように援助したいと思います。

また、病気や障害による影響を最小限にとどめ、場合によっては安らかな終末期を過ごすことができるよう看護していくことを目的としています。

訪問看護ステーションの対象者

病気やけがなどにより家庭で療養されており、寝たきりまたは寝たきりに準ずる状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要性を認めた方です。

訪問看護の内容

- (1) 病状・全身状態の観察
- (2) 入浴介助や体を拭くなどの清潔保持の援助
- (3) 食事および排泄等、日常生活の世話
- (4) 床ずれの予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) 療養生活や介護方法の指導
- (7) カテーテル等の管理
- (8) その他医師の指示による医療処置

勤務体制

管理者：看護師 1 名

訪問看護職員：看護師 4 名（常勤）理学療法士 1 名（常勤）理学療法士 1 名（兼務）
言語聴覚士 1 名（兼務）

営業日および営業時間

月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分となっておりますが、土曜日、日曜日・祝日と 12 月 29 日から 1 月 3 日の年末年始は休業させていただきます。

事業実施地域

山口市高富地区および岐阜市一部（岩野田、岩野田北、三輪南、三輪北、藍川、長良、長良西、長良東、常磐、方県地区）と致します。

*なお、当訪問看護ステーションの対象地域を中心に近隣の市町村にも訪問させていただきますのでご相談下さい。

利用方法

かかりつけ医をお持ちの方

- 1) 当訪問看護ステーションの利用を希望される場合、かかりつけ医と相談していただきます。
- 2) かかりつけ医より、当訪問看護ステーションに指示書を出していただきます。（所定の用紙は医院あるいは当訪問看護ステーションにあります）。
- 3) 当訪問看護ステーションの看護師が、ご本人・ご家族の方と相談のうえ看護計画を立て、それに基づいて訪問看護が開始されます。

- 4) ケアマネージャーがおられる方は、訪問看護の利用についてご相談下さい。ケアマネージャーが決まっておられない方はかかりつけ医にご相談いただくか当訪問看護ステーションで相談下さい。かかりつけ医をお持ちでない方

当訪問看護ステーションに直接ご相談下さい。

ご本人・ご家族の方と良く話しあった上で、医師をご紹介させていただいた後、上記1)～3)の手順を踏むことになります。

訪問時間および訪問回数

○介護保険の場合はケアマネージャーにご希望の訪問時間、訪問回数をご相談ください。（身体状況によっては、医師が認めた必要な期間のみ医療保険において毎日の訪問看護を行う場合もございます）。

○医療保険の場合、訪問時間は移動時間を除き1回につき90分以内とさせていただきます。訪問回数は、基本的には週3回までですが、身体状況に応じて毎日の訪問ができる場合もあります。訪問回数については、かかりつけ医の指示やご本人・ご家族の希望にあわせて相談の上決定します。

利用料について

○介護保険【要介護】（自己負担1割の場合）

＜看護師訪問の場合＞

30分未満の場合 471単位/回

30分以上1時間未満の場合 823単位/回

1時間以上1時間30分未満の場合 1, 128単位/回

＜理学療法士訪問の場合＞

1回（20分 週6回まで） 294単位/回

※1日3回以上の場合は、90/100

○介護保険【要支援】（自己負担1割の場合）

＜看護師訪問の場合＞

30分未満の場合 451単位/回

30分以上1時間未満の場合 794単位/回

1時間以上1時間30分未満の場合 1,090単位/回

＜理学療法士訪問の場合＞

1回（20分 週6回まで） 要介護者 284単位/回

※1日3回以上の場合は、90/100

○介護保険【要介護】（自己負担2割の場合）

＜看護師訪問の場合＞

30分未満の場合 942単位/回

30分以上1時間未満の場合 1,646単位/回

1時間以上1時間30分未満の場合 2,256単位/回

＜理学療法士訪問の場合＞

1回（20分 週6回まで） 588単位/回

※1日3回以上の場合は、90/100

○介護保険【要支援】（自己負担2割の場合）

＜看護師訪問の場合＞

30分未満の場合 902単位/回

30分以上1時間未満の場合 1,588単位/回

1時間以上1時間30分未満の場合 2,180単位/回

＜理学療法士訪問の場合＞

1回（20分 週6回まで） 要介護者 568単位/回

※1日3回以上の場合は、90/100

○介護保険【要介護】（自己負担3割の場合）

＜看護師訪問の場合＞

30分未満の場合 1,413単位/回

30分以上1時間未満の場合 2,469単位/回

1時間以上1時間30分未満の場合 3,384単位/回

＜理学療法士訪問の場合＞

1回（20分 週6回まで） 882単位/回

※1日3回以上の場合は、90/100

○介護保険【要支援】（自己負担3割の場合）

＜看護師訪問の場合＞

30分未満の場合 1, 353単位/回

30分以上1時間未満の場合 2, 382単位/回

1時間以上1時間30分未満の場合 3, 270単位/回

＜理学療法士訪問の場合＞

1回（20分 週6回まで） 要介護者 852単位/回

※1日3回以上の場合は、90/100

○要支援者のリハビリテーション減算

要支援の方がリハビリ（理学療法、作業療法、言語療法）を開始し12ヶ月経過後より20分につき5単位減算になります。

○その他加算

初回加算（Ⅰ） 350単位/月：病院、診療所等から退院した日の訪問の場合。

初回加算（Ⅱ） 300単位/月：退院した日の翌日以降の訪問の場合。

緊急時訪問看護加算 600単位/月

ご希望の方に限り、24時間連絡が取れる体制を取り、夜間や休日における緊急の訪問が必要な場合、訪問看護が受けられるというものです。ご希望の方は、1ヶ月に1回前記の金額をお支払いいただきます。この場合、緊急対応用の携帯電話番号をお知らせいたします。この際の訪問料金は保険請求分のみとなります。

特別管理加算 I 500単位/月 II 250単位/月

特別な管理（在宅自己腹膜灌流、在宅血液透析、在宅酸素療法、中心静脈栄養、経管栄養、気管カニューレ、尿カテーテル、自己導尿、人工呼吸器、悪性腫瘍患者指導、自己疼痛管理、人工肛門、人工膀胱、ドレーンチューブ）が必要な患者様で、計画的な管理やそれに応じた処置を希望される方に1ヶ月に1回、上記の金額をお支払いいただきます。

夜間・早朝加算、深夜加算

夜間（午後6時から午後10時まで）、早朝（午前6時から午前8時まで）に計画に基づいた訪問看護を実施した場合に1回につき所定単位数の100分の25を加算されるものです。

深夜（午後10時から午前6時まで）に計画に基づいた訪問看護を実施した場合は1回につき所定単位数の100分の50を加算されるものです。

サービス計画上又は訪問看護計画上、サービス開始時間が加算の対象となる時間帯にある場合に、当該加算が算定されます。

中山間地域加算

山縣市在住の以下の地域では訪問看護中山間地域加算（5%）が付加されます。

上伊自良地区（松尾、平井、大門、上願、掛） 旧美山町

ターミナルケア加算 2, 500 単位/月

ご自宅で死亡された時、死亡時刻の 24 時間以内に訪問看護を行った場合加算されるものです。

○医療保険の場合は医療保険に基づき、一部負担があります。

- | | | |
|---------------------------|--------|----------|
| 1. 営業時間内、時間外、90 分を越える訪問看護 | 30分につき | 2, 000 円 |
| 2. 営業日以外の訪問看護 | 1 回につき | 2, 000 円 |

その他の利用料

死後の処置料 11, 000 円

ご自宅で死亡され、最期の処置を訪問看護で行った場合、実費でお支払いいただきます。

交通費について

○介護保険の場合、利用料の他に通常の事業実施地域を越えた地点からの距離に応じて下記の交通費をご負担いただきますのでよろしくお願いいたします。

（但し、中山間地域は除く）

片道 3 キロ以上 8 キロ未満	300 円
片道 8 キロ以上 13 キロ未満	400 円
片道 13 キロ以上	500 円

○医療保険の場合、利用料の他に訪問看護ステーションからの距離に応じて、下記の交通費をご負担いただきますのでよろしくお願いいたします。

片道 10 キロ未満	無 料
片道 10 キロ以上 15 キロ未満	300 円
片道 15 キロ以上 20 キロ未満	400 円
片道 20 キロ以上	500 円

お支払方法

月末最終日にその月のご利用分を計算いたしますので、翌月お支払いいただきます。

お支払方法は現金にて訪問時にいただくか、山県市内のJA口座をお持ちの方は口座振替もご利用いただけます。

苦情相談窓口

訪問看護についての苦情がある場合、窓口を設けて居りますのでご相談ください。
常設窓口 < Sun・サン訪問看護ステーション >

岐阜県山県市高富 1187 - 3 岐阜・西濃医療センター岐北厚生病院内
TEL 0581 - 22 - 0033 担当者 島崎 将秀

< 山県市役所 福祉課 >

岐阜県山県市高木 1000 番地 1 TEL 0581 - 22 - 6837

< 岐阜市役所 福祉部介護保険課 >

岐阜市今沢町 18 TEL 058-265-4141

< 岐阜県国民健康保険団体連合会 >

岐阜県岐阜市下奈良 2 丁目 2 番 1 号 岐阜県福祉・農業会館内
TEL 058 - 275 - 9825 介護保険課 苦情対応係

< その他 >

上記以外の市町村にお住まいの方は各市町村窓口にお問い合わせ下さい。

訪問看護の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

< 事業者 > 住 所 岐阜県山県市高富 1 1 8 7 - 3
電話番号 0 5 8 1 - 2 2 - 0 0 3 3

名 称 Sun・サン訪問看護ステーション 印

説明者 島崎 将秀

私は、本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

< 利用者 > 住 所

氏 名 印

< 代理人 > 住 所

氏 名 印